

修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）

企業会計基準委員会による修正会計基準第1号「のれんの会計処理」

企業会計基準委員会による修正会計基準第1号「のれんの会計処理」（2015年6月30日公表）（以下「基準」という。）について次のとおりとする。

- (1) IFRS第9号「金融商品」（2014年）の公表により、IAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」（以下「IAS第28号」という。）の原文が変更されている（基準第5項で示すIAS第28号第40項及び第42項）。当該変更は、対照表の「改正前」欄へ反映している（青字、変更前（二重取消線）変更後（二重下線））。
- (2) IASBにより公表された会計基準等の当委員会による「削除又は修正」は、下波線（追加部分）及び取消線（削除部分）で示しており、これまで「削除又は修正」を行ったものは、対照表の「改正前」欄と「改正後」欄の双方に反映している。
- (3) (1)の原文の変更で、「投資（investment）」が「純投資（net investment）」へと変更されており（IAS第28号第42項）、これまで「削除又は修正」を行ってきたパラグラフに「投資（investment）」が含まれる場合、「純投資（net investment）」にする修正を行っている（基準第5項で示すIAS第28号第42項、J-42A項及びJ-42C項）。また、それ以外の箇所についても、原文の変更と整合するように、修正を行っている（基準第1項、基準第5項冒頭、基準第5項で示すIAS第28号第32項(a)(i)、(ii)、(iii)、第40項、J-42A項、J-42B項、J-42C項及びJ-42D項、基準第20項の表題、基準第20項、基準第21項並びに基準第22項）。これらについては、網掛けで示している。
- (4) 上記以外に、適用時期、議決、結論の背景、字句の修正に係る改正を行っている（基準第5項で示すIAS第28号第32項(a)(ii)、基準第7項、基準第7-2項、基準第8項、基準第8-2項、基準第10項、基準第10-2項、基準第11項の表題、基準第20項の表題及び基準第23項の表題）。これらについても、網掛けで示している。
- (5) 対照表では、以上のうち、IASBの原文の変更を受けて当委員会で行った(3)の修正（ただし、基準第5項冒頭及び(1)の対象箇所を除く。）及び(4)のうち字句の修正を示していない（基準第1項、基準第5項で示すIAS第28号第32項(a)(i)、(ii)、(iii)、J-42A項、J-42B項、J-42C項及びJ-42D項、基準第11項の表題、基準第20項の表題、基準第20項、基準第21項、基準第22項並びに基準第23項の表題）。

改正後	改正前
<p>修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）</p> <p>企業会計基準委員会による修正会計基準第1号 のれんの会計処理</p> <p style="text-align: right;">2015年6月30日 改正 2018年4月11日 企業会計基準委員会</p>	<p>修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）</p> <p>企業会計基準委員会による修正会計基準第1号 のれんの会計処理</p> <p style="text-align: right;">2015年6月30日 企業会計基準委員会</p>
<p>会計基準 会計処理</p> <p>5. IAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」(以下「IAS第28号」という。)における関連会社又は共同支配企業に係るのれんの会計処理に関する規定について次の「削除又は修正」を行う(下波線は追加部分、取消線は削除部分を示す。)</p> <p>40 After application of the equity method, including <u>recognising the amortisation charge for goodwill relating to an associate or a joint venture in accordance with paragraph 32 and</u> recognising the associate's or joint venture's losses in accordance with paragraph 38, the entity applies paragraphs 41A-41C to determine whether there is any objective evidence that its net investment in the associate or joint venture is impaired.</p>	<p>会計基準 会計処理</p> <p>5. IAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」(以下「IAS第28号」という。)における関連会社又は共同支配企業に対する投資に係るのれんの会計処理に関する規定について次の「削除又は修正」を行う(下波線は追加部分、取消線は削除部分を示す。)</p> <p>40 After application of the equity method, including <u>recognising the amortisation charge for goodwill relating to an investment in an associate or a joint venture in accordance with paragraph 32 and</u> recognising the associate's or joint venture's losses in accordance with paragraph 38, the entity applies <u>paragraphs 41A-41C</u>IAS 39 <i>Financial Instruments: Recognition and Measurement</i> to determine whether <u>there is any objective evidence that</u>it is necessary to recognise any additional impairment loss with respect to its net investment in the associate or joint venture <u>is impaired</u>.</p>

改正後	改正前
<p data-bbox="344 252 1155 507"> 第 40 項 持分法の適用（第 32 項に従った関連会社又は共同支配企業に係るのれんの償却費及び第 38 項に従った関連会社又は共同支配企業の損失の認識を含む）の後に、企業は、関連会社又は共同支配企業に対する純投資が減損しているという客観的な証拠があるかどうかを決定するために、第 41A 項から第 41C 項を適用する。 </p> <p data-bbox="293 619 1155 1230"> 42 Because goodwill that forms part of the carrying amount of the net investment in an associate or a joint venture is not separately recognised, it is not tested for impairment separately by applying the requirements for impairment testing goodwill in IAS 36 <i>Impairment of Assets</i>. Instead, For a net investment in an associate or a joint venture, the entire carrying amount of the investment is tested for impairment in accordance with IAS 36 as a single asset, by comparing its recoverable amount (higher of value in use and fair value less costs to sell) with its carrying amount whenever application of paragraphs 41A-41C indicates that the net investment may be impaired. An impairment loss recognised in those circumstances is not allocated to any asset, including goodwill, that forms part of the carrying amount of the net investment in the associate or joint venture. Accordingly, any reversal of that impairment loss is recognised in accordance with IAS 36 to the extent that the recoverable amount of the net investment subsequently increases. In determining the value in use of the net investment, an entity estimates: ... </p> <p data-bbox="344 1267 1155 1369"> 第 42 項 関連会社又は共同支配企業に対する純投資の帳簿価額の一部を構成するのれんは区分して認識されないので、IAS </p>	<p data-bbox="1285 252 2096 576"> 第 40 項 持分法の適用（第 32 項に従った関連会社又は共同支配企業に対する投資に係るのれんの償却費及び第 38 項に従った関連会社又は共同支配企業の損失の認識を含む）の後に、企業は、関連会社又は共同支配企業に対する純投資が減損しているという客観的な証拠に関する追加の減損損失を認識する必要があるかどうかを決定するために、<u>第 41A 項から第 41C 項、IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」</u>を適用する。 </p> <p data-bbox="1234 619 2096 1230"> 42 Because goodwill that forms part of the carrying amount of the net investment in an associate or a joint venture is not separately recognised, it is not tested for impairment separately by applying the requirements for impairment testing goodwill in IAS 36 <i>Impairment of Assets</i>. Instead, For an investment in an associate or a joint venture, the entire carrying amount of the investment is tested for impairment in accordance with IAS 36 as a single asset, by comparing its recoverable amount (higher of value in use and fair value less costs to sell) with its carrying amount, whenever application of <u>paragraphs 41A-41C</u>IAS 39 indicates that the <u>net</u> investment may be impaired. An impairment loss recognised in those circumstances is not allocated to any asset, including goodwill, that forms part of the carrying amount of the <u>net</u> investment in the associate or joint venture. Accordingly, any reversal of that impairment loss is recognised in accordance with IAS 36 to the extent that the recoverable amount of the <u>net</u> investment subsequently increases. In determining the value in use of the <u>net</u> investment, an entity estimates: ... </p> <p data-bbox="1285 1267 2096 1369"> 第 42 項 関連会社又は共同支配企業に対する<u>純</u>投資の帳簿価額の一部を構成するのれんは区分して認識されないので、IAS </p>

改正後	改正前
<p>第 36 号「資産の減損」におけるのれんの減損テストに関する要求事項を個別に適用して減損テストを行うことはしない。その代わりに、<u>関連会社又は共同支配企業に対する純投資</u>に関して、第 41A 項から第 41C 項の適用により純投資が減損している可能性が示唆されている場合には、投資全体の帳簿価額について、回収可能価額（使用価値と売却コスト控除後の公正価値のいずれか高い方）を帳簿価額と比較することにより、単一の資産として IAS 第 36 号に従って減損テストを行う。それらの状況で認識した減損損失は、<u>当該関連会社又は共同支配企業に対する純投資の帳簿価額の一部を構成する資産（のれんを含む）</u>には配分しない。したがって、当該減損損失の戻入れは、<u>純投資の回収可能価額</u>がその後に増加した範囲で、IAS 第 36 号に従って認識される。純投資の使用価値を決定する際に、企業は次のいずれかを見積る。</p> <p>（以下 略）</p>	<p>第 36 号「資産の減損」におけるのれんの減損テストに関する要求事項を個別に適用して減損テストを行うことはしない。その代わりに、<u>関連会社又は共同支配企業に対する投資</u>に関して、<u>第 41A 項から第 41C 項</u> IAS 第 39 号の適用により<u>純投資</u>が減損している可能性が示唆されている場合には、投資全体の帳簿価額について、回収可能価額（使用価値と売却コスト控除後の公正価値のいずれか高い方）を帳簿価額と比較することにより、単一の資産として IAS 第 36 号に従って減損テストを行う。それらの状況で認識した減損損失は、<u>当該関連会社又は共同支配企業に対する純投資の帳簿価額の一部を構成する資産（のれんを含む）</u>には配分しない。したがって、当該減損損失の戻入れは、<u>純投資の回収可能価額</u>がその後に増加した範囲で、IAS 第 36 号に従って認識される。<u>純投資</u>の使用価値を決定する際に、企業は次のいずれかを見積る。</p> <p>（以下 略）</p>
<p>適用時期</p> <p>7. 2015 年 6 月公表の本会計基準（以下「2015 年公表会計基準」という。）は、2016 年 3 月 31 日以後終了する連結会計年度に係る連結財務諸表から適用する。四半期連結財務諸表に関しては、2016 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から本会計基準を適用する。</p>	<p>適用時期</p> <p>7. 本会計基準は、2016 年 3 月 31 日以後終了する連結会計年度に係る連結財務諸表から適用する。四半期連結財務諸表に関しては、2016 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から本会計基準を適用する。</p>
<p>7-2. 2018 年 4 月に改正した本会計基準（以下「2018 年改正会計基準」という。）は、2018 年 4 月に改正した「修正国際基準の適用」の別紙 1 における IFRS 第 9 号「金融商品」（2014 年）（以下「IFRS 第 9 号（2014 年）」という。）を適用する連結会計年度から適用する。四半期連結財務諸表に関しては、同連結会計年度の第 1 四半期会計期間から 2018 年改正会計基準を適用する。</p>	<p>（新 設）</p>

改正後	改正前
<p>議 決</p> <p>8. 2015 年公表会計基準は、第 314 回企業会計基準委員会に出席した委員 12 名全員の賛成により承認された。なお、出席した委員は、以下のとおりである。</p>	<p>議 決</p> <p>8. 本会計基準は、第 314 回企業会計基準委員会に出席した委員 12 名全員の賛成により承認された。なお、出席した委員は、以下のとおりである。</p>
<p>8-2. 2018 年改正会計基準は、第 382 回企業会計基準委員会に出席した委員 9 名全員の賛成により承認された。なお、出席した委員は、以下のとおりである。</p> <p>小 野 行 雄 (委員長)</p> <p>小賀坂 敦 (副委員長)</p> <p>川 西 安 喜</p> <p>安 井 良 太</p> <p>柳 橋 勝 人</p> <p>湯 川 喜 雄</p> <p>吉 田 稔</p> <p>米 田 和 敬</p> <p>渡 部 仁</p>	<p>(新 設)</p>
<p>結論の背景</p> <p>経 緯</p> <p>10. 初度エンドースメント手続においては、審議の結果、IFRS で定められているのれんの非償却については、我が国における会計基準に係る基本的な考え方と相違が大きいため、IASB により公表されている会計基準等の規定に「削除又は修正」を行うこととした(第 11 項から第 32 項参照)。</p>	<p>結論の背景</p> <p>経 緯</p> <p>10. 審議の結果、IFRS で定められているのれんの非償却については、我が国における会計基準に係る基本的な考え方と相違が大きいため、IASB により公表されている会計基準等の規定に「削除又は修正」を行うこととした。</p>
<p>10-2. 2018 年改正会計基準では、エンドースメント手続においてのれんに関連して「削除又は修正」を行っていないが、IFRS 第 9 号(2014 年)の IAS 第 28 号に対する修正を反映するために、「削除又は修正」の対象となっている要求事項や参考日本語訳の文言の修正を行って</p>	<p>(新 設)</p>

改正後	改正前
いる。	

以 上